



栃木県公報

令和6(2024)年
3月26日(火)
第491号

目次

告示

○公の施設に係る指定管理者の指定	231
○道路の区域の変更	233
○道路の供用開始	234
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	234

公告

○土地改良区役員の退任	234
○土地改良区連合役員の退任	235
○都市計画事業の施行	235
○県が設置する都市公園の利用料金の承認	236
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条の規定による年度ごとにしなければならない公示	244

教育委員会

○公の施設に係る指定管理者の指定	245
------------------	-----

告示

栃木県告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したので、栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第8条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6(2024)年3月26日

栃木県知事 福田 富一

施設の名称	指定管理者の名称及びその代表者又は管理人の氏名	指定管理者の住所	指定期間	所管課
栃木県総合文化センター	公益財団法人とちぎ未来づくり財団 理事長 千金楽 宏	宇都宮市本町1番8号	令和6(2024)年4月1日から令和16(2034)年3月31日まで	生活文化スポーツ部 文化振興課
栃木県立日光霧降アイスアリーナ	一般財団法人日光市公共施設振興公社 代表理事 斎藤 信義	日光市瀬尾1640番地22	令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日まで	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
栃木県グリーンスタジアム	北関東総合警備保障株式会社 代表取締役 青木 靖典	宇都宮市不動前1丁目3番14号	令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日まで	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
栃木県立県南体育館	小山市 市長 浅野 正富	小山市中央町1丁目1番1号	令和6(2024)年4月1日から令和	生活文化スポーツ部

			11(2029)年3月31日まで	スポーツ振興課
栃木県立県北体育館	大田原市 市長 相馬 憲一	大田原市本町1丁目4番1号	令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日まで	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
栃木県立温水プール館	小山市 市長 浅野 正富	小山市中央町1丁目1番1号	令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日まで	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
栃木県ライフル射撃場	栃木県ライフル射撃場管理運営 共同事業体「チームとちぎ」 代表者 株式会社狩猟者安全管理センター 代表取締役 谷田貝 勝浩	宇都宮市上戸祭町60番地1	令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日まで	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
とちぎ男女共同参画センター	公益財団法人とちぎ男女共同参画財団 理事長 矢野 哲也	宇都宮市野沢町4番地1	令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日まで	生活文化スポーツ部 人権男女共同参画課
とちぎ健康づくりセンター とちぎ生きがいがづくりセンター	社会福祉法人とちぎ健康福祉協会 理事長 鈴木 正人	宇都宮市駒生町3337番地1	令和6(2024)年4月1日から令和16(2034)年3月31日まで	保健福祉部 保健福祉課 高齢対策課 健康増進課
とちぎ福祉プラザ	社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 会長 関根 房三	宇都宮市若草一丁目10番6号	令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日まで	保健福祉部 保健福祉課
栃木県立日光自然博物館 栃木県奥日光地区駐車場 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設	株式会社日光自然博物館 代表取締役 沼尾 正史	日光市中宮祠2480番地1	令和6(2024)年4月1日から令和16(2034)年3月31日まで	環境森林部 自然環境課
栃木県立宇都宮産業展示館	大高商事グループ 代表者 株式会社大高商事 代表取締役 伊原 修	宇都宮市宝木本町1474番地5	令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日まで	産業労働観光部 観光交流課
栃木県なかがわ水遊園	公益財団法人栃木県農業振興公社 理事長 青柳 俊明	宇都宮市一の沢2丁目2番13号	令和6(2024)年4月1日から令和16(2034)年3月31日まで	農政部 農村振興課
とちぎ花センター	公益財団法人栃木県農業振興公社 理事長 青柳 俊明	宇都宮市一の沢2丁目2番13号	令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日まで	農政部 生産振興課

栃木県土上平放牧場	酪農とちぎ農業協同組合 代表理事組合長 臼井 勉	宇都宮市平出工 業団地6番地7	令和6(2024)年 4月1日から令和 11(2029)年3月 31日まで	農政部 畜産振興課
とちぎ明治の森記念 館	那須塩原市 市長 渡辺 美知太郎	那須塩原市共墾 社108番地2	令和6(2024)年 4月1日から令和 11(2029)年3月 31日まで	県土整備部 道路保全課
栃木県井頭公園	井頭公園指定管理グループ 代表者 公益財団法人栃木県民 公園福祉協会 理事長 熊倉 一臣	宇都宮市西川田 4丁目1番1号	令和6(2024)年 4月1日から令和 11(2029)年3月 31日まで	県土整備部 都市整備課
栃木県那須野が原公 園	那須野が原公園指定管理グルー プ 代表者 公益財団法人栃木県民 公園福祉協会 理事長 熊倉 一臣	宇都宮市西川田 4丁目1番1号	令和6(2024)年 4月1日から令和 11(2029)年3月 31日まで	県土整備部 都市整備課
栃木県みかも山公園	みかも山公園指定管理グループ 代表者 公益財団法人栃木県民 公園福祉協会 理事長 熊倉 一臣	宇都宮市西川田 4丁目1番1号	令和6(2024)年 4月1日から令和 11(2029)年3月 31日まで	県土整備部 都市整備課
栃木県日光だいや川 公園	日光だいや川公園管理運営グル ープ 代表者 株式会社清水造園 代表取締役 清水 孝眞	宇都宮市下荒針 町2678番地1372	令和6(2024)年 4月1日から令和 11(2029)年3月 31日まで	県土整備部 都市整備課
栃木県とちぎわんぱ く公園	とちぎわんぱく公園指定管理グル ープ 代表者 公益財団法人栃木県民 公園福祉協会 理事長 熊倉 一臣	宇都宮市西川田 4丁目1番1号	令和6(2024)年 4月1日から令和 11(2029)年3月 31日まで	県土整備部 都市整備課
栃木県民ゴルフ場	グレイズ・インターナショナル 株式会社 代表取締役 今瀬 瑞比古	那須郡那珂川町 健武2304番地1	令和6(2024)年 4月1日から令和 11(2029)年3月 31日まで	企業局 経営企画課

(行政改革ICT推進課)

栃木県告示第180号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年3月26日から同年4月24日まで
一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年3月26日

栃木県知事 福田 富 一

道路の種類 県道
路線名 主要地方道 岩舟小山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
310	前	栃木市大平町西水代字加藤西3028から 栃木市大平町西水代字西新田2382-1 まで	9.4～12.8	433.7	
	後	栃木市大平町西水代字加藤西3028から 栃木市大平町西水代字西新田2382-1 まで	12.1～14.4	433.7	

栃木県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土整備部道路保全課において、令和6（2024）年3月26日から同年4月24日まで一般の縦覧に供する。

令和6（2024）年3月26日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
70	主要地方道 宇都宮今市線	日光市平ヶ崎字年ノ峯684-1から 日光市平ヶ崎字年ノ峯684-1まで	令和6（2024）年 3月27日
150	一般県道 山久保平ヶ崎線	日光市千本木字白欠前933から 日光市平ヶ崎字年ノ峯684-1まで	令和6（2024）年 3月27日

（道路保全課）

栃木県告示第182号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、六美町北部土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和6（2024）年3月26日

栃木県知事 福田 富一

- 組合の名称 六美町北部土地区画整理組合
- 事業施行期間 平成31（2019）年3月5日から令和11（2029）年3月31日まで
- 施行地区 下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美、大字安塚字拓生、おもちゃのまち5丁目の各一部
- 事務所の所在地 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁203番地16
- 設立認可の年月日 平成31（2019）年2月25日
- 変更の内容 施行地区の区域の字界訂正、設計の概要及び資金計画書の変更
- 変更認可の年月日 令和6（2024）年3月19日

（都市計画課）

公 告

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6（2024）年3月26日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
高根沢 土地改良区	監 事	山本恵一郎		高根沢町大字寺渡戸552	令 和 6 (2024). 2 . 9	

○土地改良区連合役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6（2024）年3月26日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区 連 合 名	役職名	退任役員 氏 名	就任役員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
那須野ヶ原 土地改良区 連 合	理 事	松本 伸一		那須塩原市塩野崎48	令 和 6 (2024). 3 . 2	

(農地整備課)

○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和6（2024）年3月26日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 都市計画事業の種類及び名称
足利佐野都市計画道路事業3・4・3号赤見馬門線及び3・5・201号高萩村上線
- 施行者の名称
栃木県
- 事務所の所在地
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 事業地の所在
 - 収用の部分
変更なし
 - 使用の部分
なし

II

- 都市計画事業の種類及び名称
足利佐野都市計画道路事業3・4・1号前橋水戸線及び3・4・201号高砂植下線
- 施行者の名称
栃木県
- 事務所の所在地
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 事業地の所在
 - 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
なし

○県が設置する都市公園の利用料金の承認

栃木県都市公園条例（昭和49年栃木県条例第6号）第14条の2第3項後段の規定により令和6（2024）年4月1日以後の利用料金を次のとおり承認したので、栃木県都市公園条例施行規則（昭和49年栃木県規則第16号）第13条の2の規定により公告する。

令和6（2024）年3月26日

栃木県知事 福田 富一

1 栃木県井頭公園

(1) 運動施設

ア 施設名及び一般利用料金

施設名	利用区分	団体利用の場合			個人利用の場合	
		午前	午後	1日	単位	利用料金
運動広場	1面	3,500円	5,000円	8,500円	1人	100円
		10月1日から翌年2月末日までの期間にあっては、午後4,500円、1日8,000円とする。				
軟式野球場	1面	3,500円	5,000円	8,500円	-	-
		10月1日から翌年2月末日までの期間にあっては、午後4,500円、1日8,000円とする。				
テニスコート	1面	1,200円	1,800円	3,000円	-	-
		10月1日から翌年2月末日までの期間にあっては、午後1,500円、1日2,700円とする。 休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日（以下「平日」という。）（8月13日から同月16日までの日、12月29日、同月30日及び1月2日から同月5日までの日を除く。）にあっては、利用時間が2時間までの場合は600円、利用時間が2時間を超える場合は600円に2時間を超える利用時間1時間までごとに300円を加算した額とする。ただし、平日（8月13日から同月16日までの日、12月29日、同月30日及び1月2日から同月5日までの日を除く。）の午後4時以後に利用を開始する場合にあっては、1時間につき200円とする。				
フィールドアスレチック施設	1周	-	-	-	高校生及び大人 1人	400円
		-	-	-	小学生及び中学生 1人	200円
一万人プール	-	-	-	-	大人（満65歳以上の者） 1人	500円

					<table border="1"> <tr> <td>大人（満65歳未満の者） 1人</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>高校生 1人</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>小学生及び中学生 1人</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>幼児（満3歳以上の者） 1人</td> <td>200円</td> </tr> </table> <p>土日祝日及び8月13日から16日の期間における大人（満65歳以上の者）1人の利用料金は600円、大人（満65歳未満の者）1人の利用料金は1,700円、高校生1人の利用料金は1,300円、小学生及び中学生1人の利用料金は600円、幼児（満3歳以上の者）1人の利用料金は300円とする。</p> <p>供用日前から供用期間中に栃木県井頭公園以外の場所で販売する利用券の価格は大人（満65歳以上の者）1人500円、大人（満65歳未満の者）1人1,600円、高校生1人1,200円、小学生及び中学生1人500円、幼児（満3歳以上の者）1人200円とする。</p> <p>また、団体（20人以上）で利用する場合及び午後3時以降に利用する場合における大人（満65歳以上の者）1人の利用料金は480円、大人（満65歳未満の者）1人の利用料金は1,360円、高校生1人の利用料金は1,040円、小学生及び中学生1人の利用料金は480円、幼児（満3歳以上の者）1人の利用料金は240円とする。ただし、土日祝日及び8月13日から16日の期間に利用する場合を除く。</p>	大人（満65歳未満の者） 1人	1,600円	高校生 1人	1,200円	小学生及び中学生 1人	500円	幼児（満3歳以上の者） 1人	200円
大人（満65歳未満の者） 1人	1,600円												
高校生 1人	1,200円												
小学生及び中学生 1人	500円												
幼児（満3歳以上の者） 1人	200円												

イ 特殊利用料金

区 分	利 用 料 金
入場料等を徴収する場合	一般利用料金の10割増の額
アマチュア以外のスポーツを行う場合	最高入場料400人分に相当する額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額が1日の一般利用料金の10割増の額に満たないときは、当該10割増

	の額とする。
県内の高校生以下が利用し、入場料等を徴収しない場合（個人利用を除く。）	一般利用料金の5割引の額。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
各運動施設をその施設目的以外に利用する場合（スポーツ行事に限る。）	一般利用料金の額

備考 利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前とは、午前8時30分から午前12時までをいう。
- (2) 午後とは、午後零時から午後6時までをいう。
- (3) 1日とは、午前8時30分から午後6時までをいう。

(2) 備品

品	目	単位	利用料金	備考
コインロッカー	一万人プールに設置されるもの	1回	100円	翌日にわたっては利用することができない
	その他の施設に設置されるもの	1回	20円	
コイン式シャワー		1回	100円	

(3) 遊戯施設

施設名	単位	利用料金	備考	
ボート	ペダル式	1回	800円	1回とは、30分の利用をいう。
	オール式	1回	400円	
つり池	大池	1日	1,000円	1日とは、午前9時から午後4時30分をいう。
	小池	1日	600円	
	マス池	1日	600円	

(4) 教養施設

施設名	単位	利用者区分	利用料金	
花ちょう遊館	1回	個人	大人	600円
			小学生、中学生及び高校生	300円
		団体（20人以上） 1人につき	大人	480円
			小学生、中学生及び高校生	240円

(5) 駐車場（1万人プールに隣接して設置されるものに限る。）

区分	単位	利用料金
二輪車	1台1回	200円
普通自動車	1台1回	500円
中型自動車	1台1回	1,000円
大型バス	1台1回	1,500円

備考

- 1 「二輪車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（以

下「自動車」という。)のうち二輪であるもの(側車付二輪自動車を除く。)及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

2 「普通自動車」とは、自動車(二輪車を除く。3において同じ。)のうち、その高さが2.9メートル未満であって、乗車定員が10人以下のものをいう。

3 「中型自動車」とは、自動車のうち、その高さが2.9メートル未満のものであって、乗車定員が11人以上29人以下のものをいう。

4 「大型バス」とは、二輪車、普通自動車及び中型自動車以外の自動車をいう。

2 栃木県那須野が原公園

(1) 運動施設

ア 施設名及び一般利用料金

施設名	利用区分	団体利用の場合			個人利用の場合	
		午前	午後	1日	単位	利用料金
テニスコート	1面	1,200円	1,800円	2,600円	-	-
		平日(8月13日から同月16日までの日及び12月29、30日及び1月2日から同月5日までの日を除く。)にあつては、利用時間1時間につき350円とする。				
フィールドアスレチック施設	1周	-	-	-	高校生及び大人 1人	400円
					小学生及び中学生 1人	200円

イ 特殊利用料金

区 分	利 用 料 金
入場料等を徴収する場合	一般利用料金の10割増の額
アマチュア以外のスポーツを行う場合	最高入場料400人分に相当する額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額が1日の一般利用料金の10割増の額に満たないときは、当該10割増の額とする。
県内の高校生以下が利用し、入場料等を徴収しない場合(個人利用を除く。)	一般利用料金の5割引の額。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
各運動施設をその施設目的以外に利用する場合(スポーツ行事に限る。)	一般利用料金の額

備考 利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前とは、午前8時30分から午前12時までをいう。
- (2) 午後とは、午後零時から午後6時までをいう。
- (3) 1日とは、午前8時30分から午後6時までをいう。

(2) 備品

品 目	単 位	利 用 料 金	備 考
コインロッカー	1回	20円	
コイン式シャワー	1回	100円	

コイン式洗濯機	1回	200円	翌日にわたっては利用することができない
コイン式乾燥機	1回	100円	
コイン式望遠鏡	1回	100円	

(3) 遊戯施設

施設名	単位	利用者区分	利用料金
そり遊び広場	入場1回	高校生及び大人	400円
		小学生及び中学生	200円

(4) 休養施設

施設名		利用区分	単位	利用料金
オート キャンプ場	フリーテント サイト	宿泊	1区画1泊	3,100円
			12/1から2月末日（但し、12/29～1/3、土曜日、翌日が祝日となる日曜日、翌日が土曜日となる祝日を除く）に利用を開始する場合にあっては2,100円とし、繁忙期（4月27日から5月7日までの日（平日および平日の前日を除く日。）、連続する土日祝日の最終日を除く日並びに8/10又は第2土曜日の遅い方から8/16又は第3土曜日の遅い日までの期間をいう。以下同じ。）に利用を開始する場合にあっては3,700円とし、自動車（二輪車を除く。）以外での利用の場合にあっては1,600円とする。	
	オートキャンプ サイト	宿泊	1区画1泊	5,600円
			12/1から2月末日（但し、12/29～1/3、土曜日、翌日が祝日となる日曜日、翌日が土曜日となる祝日を除く）に利用を開始する場合にあっては3,900円とし、繁忙期に利用を開始する場合にあっては6,700円とする。	
	キャビン（4人 用）	宿泊	1区画1泊	20,000円
			12/1から2月末日（但し、12/29～1/3、土曜日、翌日が祝日となる日曜日、翌日が土曜日となる祝日を除く）に利用を開始する場合にあっては14,000円とし、繁忙期に利用を開始する場合にあっては24,000円とする。	
	キャビン（8人 用）	宿泊	1区画1泊	33,000円
			12/1から2月末日（但し、12/29～1/3、土曜日、翌日が祝日となる日曜日、翌日が土曜日となる祝日を除く）に利用を開始する場合にあっては23,000円とし、繁忙期に利用を開始する場合にあっては39,000円とする。	
	デイキャンプ	日帰り	1区画1泊	3,000円
			12/1から2月末日（但し、12/29～1/3、土曜日、翌日が祝日となる日曜日、翌日が土曜日となる祝日を除く）に利用を開始する場合にあっては2,000円とし、繁忙期に利用を開始する場合にあっては3,500円とする。	

備考 利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊とは、利用開始日の午後1時から利用終了日の午前10時までの利用をいう。
- (2) 日帰りとは、午前10時から午後4時までにおける利用で、宿泊でないものをいう。

(5) 展望施設

施設名	単位	利用者区分		利用料金
サンサタワー	1回	個人	高校生及び大人	200円
			3歳以上中学生以下	100円
		団体(20人以上) 1人につき	高校生及び大人	160円
			3歳以上中学生以下	80円

3 栃木県みかも山公園

(1) 運動施設

施設名	利用区分	利用料金(1人につき)
ハング・パラグライダー場	普通利用券による利用の場合	2,500円
	年間利用券による利用の場合	25,000円

備考

- 1 普通利用券とは、1日の利用をすることができる利用券であって、年間利用券以外のものをいう。
- 2 年間利用券とは、1年間随時に利用をすることができる利用券をいう。

(2) 附属設備

設備名	単位	利用料金
ハング・パラグライダー場モニター	1人1日	1,200円

(3) 園内移動用施設

施設名	単位	利用者区分		利用料金
フラワートレイン	1日	個人	高校生及び大人	700円
			平日(4月1日から同月7日までの日、1月2日から同月7日までの日及び3月20日から3月末日までの日を除く。)にあつては、500円とする。	
			3歳以上中学生以下	400円
			平日(4月1日から同月7日までの日、1月2日から同月7日までの日及び3月20日から3月末日までの日を除く。)にあつては、300円とする。	
		団体(20人以上) 1人につき	高校生及び大人	600円
			3歳以上中学生以下	300円

平日（4月1日から同月7日までの日、1月2日から同月7日までの日及び3月20日から3月末日までの日を除く。）にあつては、300円とする。

4 栃木県日光だいや川公園

(1) 運動施設

施設名	単位	利用者区分	利用料金
フィールド アスレチック施設	1周	高校生及び大人	310円
		小学生及び中学生	150円
		12月1日から翌年3月20日までの期間にあつては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて370円とする。	
パークゴルフ場	1周	高校生及び大人	520円
		小学生及び中学生	260円
		12月1日から翌年3月20日までの期間にあつては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて570円とする。	
	1日	高校生及び大人	1,040円
		小学生及び中学生	520円
グラウンド ゴルフ場	1周	高校生及び大人	520円
		小学生及び中学生	260円
		12月1日から翌年3月20日までの期間にあつては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて570円とする。	
	1日	高校生及び大人	1,040円
		小学生及び中学生	520円
ディスクゴルフ場	1周	高校生及び大人	200円
		小学生及び中学生	100円
		12月1日から翌年3月20日までの期間にあつては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて200円とする。	

備考

- 1 1日とは、午前9時から午後4時30分までをいう。
- 2 高校生及び大人がパークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を利用する場合においては、1,040円の共通1日券を利用することができるものとする。
- 3 小学生及び中学生がパークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を利用する場合においては、520円の共通1日券を利用することができるものとする。
- 4 高校生及び大人がパークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を利用する場合においては、1周券5枚つづり2,080円又は1周券30枚つづり10,920円の共通回数券を利用することができるものとする。
- 5 小学生及び中学生がパークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を利用する場合においては、1周券5枚つづり1,040円又は1周券30枚つづり5,460円の共通回数券を利用することができるものとする。
- 6 高校生及び大人がパークゴルフ場を利用する場合においては、800円の2周券を利用することができるものとする。

7 小学生及び中学生がパークゴルフ場を利用する場合には、400円の2周券を利用することができるものとする。

(2) 休養施設

施設名		利用区分	単位	利用料金
オート キャンプ場	フリーテント サイト	宿泊	1区画1泊	2,600円
			12月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合及び一人で自動車(二輪車を除く。)以外での利用の場合にあっては、1,500円とする。	
	フリーテント サイト	アーリー チェックイン、 レイト チェックアウト	1区画1時間	500円
		オートキャンプ サイト	宿泊	1区画1泊
	12月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合にあっては、2,400円とする。			
	アーリー チェックイン、 レイト チェックアウト		1区画1時間	500円
	日帰り		1区画1回	2,500円
		12月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合にあっては、1,500円とする。		
	キャンピングカー サイト	宿泊	1区画1泊	5,000円
			12月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合にあっては、3,000円とする。	
	キャンピングカー サイト	アーリー チェックイン、 レイト チェックアウト	1区画1時間	500円
		キャビンA (4人用)	宿泊	1棟1泊
	12月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合にあっては、11,500円とする。			
	キャビンB (4人用)	宿泊	1棟1泊	24,500円
12月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合にあっては、13,400円とする。				
キャビンC (8人用)	宿泊	1棟1泊	31,700円	
		12月1日から翌年3月末日までの期間に利用を開始する場合にあっては、16,800円とする。		

備考 利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊とは、利用開始日の午後1時から利用終了日の午前10時までの利用をいう。
- (2) 日帰りとは、午前11時から午後4時までにおける利用で、宿泊でないものをいう。

- (3) 「アーリーチェックイン」とは、フリーテントサイト、オートキャンプサイト、キャンピングカーサイトにおける、宿泊にあわせた、利用開始日の午前9時から午後1時までの間の利用をいう。
- (4) 「レイトチェックアウト」とは、フリーテントサイト、オートキャンプサイト、キャンピングカーサイトにおける、宿泊にあわせた、利用終了日の午前10時から午後4時までの間の利用をいう。

(3) 備品

品目	単 位	利 用 料 金
コイン式シャワー	1 回	150円
コイン式洗濯機	1 回	200円
コイン式乾燥機	1 回	100円

5 栃木県とちぎわんぱく公園
教養施設

施 設 名	単 位	利 用 者 区 分	利 用 料 金		
ふしぎの船	1 回	個人	大人（満65歳以上の者）	200円	
			高校生及び大人（満65歳未満の者）	250円	
			小学生及び中学生	120円	
		12月1日から翌年2月末日までの期間にあっては、大人（満65歳以上の者）1人の利用料金を150円、高校生及び大人（満65歳未満の者）1人の利用料金を200円、小学生及び中学生1人の利用料金を100円とする。			
		団体（20人以上）1人につき	大人（満65歳以上の者）	150円	
			高校生及び大人（満65歳未満の者）	200円	
小学生及び中学生	100円				

(都市整備課)

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条の規定による年度ごとにしなければならない公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による年度ごとにしなければならない公示は、令和6（2024）年度においては、次のとおりとする。

令和6（2024）年3月26日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格
競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）のとおりとする。
- 2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に関する文書入手するための手段
栃木県ホームページ（<https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/pref/nyuusatsu/sankashikaku/annai.html>）からダウンロードすることができる。

(会計局会計管理課)

教育委員会

栃木県教育委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したので、栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第8条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6(2024)年3月26日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

施設の名称	指定管理者の名称及びその代表者又は管理人の氏名	指定管理者の住所	指定期間	所管課
栃木県立とちぎ海浜自然の家	公益財団法人とちぎ未来づくり財団 理事長 千金楽 宏	宇都宮市本町1番8号	令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日まで	教育委員会事務局 生涯学習課
栃木県立なす高原自然の家	公益財団法人とちぎ未来づくり財団 理事長 千金楽 宏	宇都宮市本町1番8号	令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日まで	教育委員会事務局 生涯学習課

(生涯学習課)